法人、公社、公益法人、公益民間企業等を想定)

- b) 海外建設工事に関するBOTその他PPP形式の事業における特定目的会社。ただし、中央政府又は地方政府と実質的に一体的に事業を行っているもの**4 に限る。
- c) 国際機関
- d) 日本国政府又は日本の政府関係機関(独立行政法人又は政府系金融機関)
- ② 当該技術者の所属する法人(本邦法人又はその海外現地法人等に限る。)が元 請(JV構成員を含む。)として契約したものであること。(下請けでの実績に ついては認定申請の対象には含まない。)
- ③ 2011年4月~2021年3月までに完了*5したものであること。
 - ※1 当該企業等の海外現地法人等に出向中の者を含む。
 - ※2 マスタープランに関する業務や技術協力プロジェクトのように、個別の建設工事に必ずしも 直結しない業務についても、最終的に建設工事に関連することが明らかであれば対象とする。 基本的に国内における調査等のみをその内容とする業務は対象としないが、現地渡航に替 わり、オンラインによる海外の中央・政府機関職員その他日本企業関係者以外のヒアリングを 行い、所定の成果を上げたことを確認できる場合は対象とする。

また、発注者による指名停止、営業停止、その他の契約競争に参加する資格を停止する措置又は処分を受ける理由となった業務を除く。また、重大な瑕疵その他の国内であれば指名停止措置に相当するような事案が確認された業務について、当該技術者が当該事案に関与している場合には認定の対象とはしない。

- ※3 従事期間が短い(6か月未満かつ工期の半分未満)の場合、一時的なサポート等の応援業務でない事を確認するため、当該技術者が重要な部分を担当したことを説明できる資料または証明できる施工体制図等を追加提出すること。
- ※4 この場合、当該特定目的会社が中央政府又は地方政府と実質的に一体的に事業を行っていることを示す資料を参考資料として添付すること。
- ※5 実際の業務が完了しているが契約書上の手続未了その他の理由により契約が完了していない場合も含む(この場合は(4)(ア)(c)⑤の留意点を参照のこと)。ただし、未完了の業務が明確に残っている場合は対象としない。

(4)提出資料、提出先及び提出期限

(ア) 提出資料

- 実績認定申請に必要な書類は別添様式1 (企業等ごとに1シート)、別添様式2 (事業ごとに1シート)及び参考資料(認定)の3種類です。
- コリンズ・テクリス又はPUBDIS (以下「コリンズ・テクリス等」という。) への登録を希望する場合は、これに加えて別添様式3 a、3 b 又は3 c 及び確認願と参